

議事日程（閉会日） 令和7年9月16日 午前9時開議

- 日程第 1 議案第38号 令和7年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 2 議案第39号 令和7年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 3 議案第40号 令和7年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 4 議案第41号 令和7年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 5 議案第42号 木曾岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第43号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第44号 令和6年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第45号 令和6年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第46号 令和6年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 議案第47号 令和6年度三重県桑名郡木曾岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 議案第48号 令和6年度三重県桑名郡木曾岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 議案第49号 令和6年度三重県桑名郡木曾岬町下水道事業会計決算認定について
- 日程第13 議案第50号 令和6年度三重県桑名郡木曾岬町水道事業会計決算認定について
- 日程第14 議案第51号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第15 議案第52号 木曾岬町体育館屋根及び外壁等改修工事契約について
- 日程第16 発議第 4号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書について
- 日程第17 発議第 5号 教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書について
- 日程第18 発議第 6号 防災対策の充実を求める意見書について

日程第 19 発議第 7 号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書について
日程第 20 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（8名）

1 番	黒 宮 武 史	2 番	波多野 光 雄
3 番	後 藤 紀 子	5 番	古 村 護
6 番	鎌 田 鷹 介	7 番	加 藤 眞 人
8 番	服 部 英二夫	9 番	伊 藤 好 博

欠席議員（0名）

議場出席説明者

町 長	三 輪 一 雅	副 町 長	森 清 秀
教 育 長	伊 藤 芳 彦	総 務 政 策 課 長	小 島 裕 紹
危 機 管 理 課 長	坂 倉 丈 夫	会 計 管 理 者	神 野 美 紀 恵
産 業 課 長	中 山 重 徳	建 設 課 長	中 里 満 博
住 民 課 長	伊 藤 正 典	税 務 課 長	服 部 直 子
教 育 課 長	村 上 強	福 祉 課 長	黒 田 和 弘
子ども・健康課長	佐 藤 信 恵	ふれあいの里所長	松 本 大

事務局出席職員

事 務 局 長	伊 藤 雅 人	議 会 事 務 局	鈴 木 琴 音
---------	---------	-----------	---------

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

午前 9 時 0 分開議

○議長（服部英二夫議員） 皆様、おはようございます。

議員の皆様には、諸般何かとご多用の中、ご出席を賜り厚く御礼申し上げます。

また、三輪町長をはじめ、執行部の皆様におかれましても、ご出席をいただきありがとうございます。

令和 7 年第 3 回定例会は 9 月 1 日から 16 日間の日程で開かれまして、本日が今期定例会の閉会日でございます。本日の議案審議に際しまして、慎重審議をお願い申し上げまして開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は 8 名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の資料のとおりです。

それでは、これより議事に入ります。

日程第 1 議案第 38 号 令和 7 年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算（第 2 号）に

ついて

- 日程第 2 議案第 39 号 令和 7 年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 3 議案第 40 号 令和 7 年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 4 議案第 41 号 令和 7 年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 5 議案第 42 号 木曽岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 43 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 44 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 議案第 45 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曽岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 議案第 46 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 10 議案第 47 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 11 議案第 48 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 12 議案第 49 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曽岬町下水道事業会計決算認定について
- 日程第 13 議案第 50 号 令和 6 年度三重県桑名郡木曽岬町水道事業会計決算認定について
- 日程第 14 議案第 51 号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 15 議案第 52 号 木曽岬町体育館屋根及び外壁等改修工事契約について

○議長（服部英二夫議員） 日程第 1、議案第 38 号、令和 7 年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算（第 2 号）についてから、日程第 15、議案第 52 号、木曽岬町体育館屋根及び外壁等改修工事契約についてまでの 15 議案を一括上程し、これを議題とします。

上程しました会議議件名を、議会事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（伊藤雅人議会事務局長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 伊藤議会事務局長。

〔職員朗読〕

○議長（服部英二夫議員） ただいま議題としました議案につきましては、10 日の一般

質問日に、それぞれ付託されました各常任委員会の委員長報告と、その質疑が終わっております。

よって、これより、討論に入ります。討論は一括討論としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫議員） ご異議なしと認め、一括討論とします。

それでは、まず、原案に反対者の発言を許します。

〔暫くして〕

○議長（服部英二夫議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔暫くして〕

○議長（服部英二夫議員） 討論者なしと認め、これで討論を終わります。

これより議案採決に入ります。

議案の採決は、議会運営委員会で決定のとおりとします。

それでは、議案第３８号、令和７年度三重県桑名郡木曽岬町一般会計補正予算（第２号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第３８号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立をお願いします。

〔賛成者 起立〕

○議長（服部英二夫議員） 起立全員です。したがって、議案第３８号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第３９号、令和７年度三重県桑名郡木曽岬町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第３９号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立をお願いします。

〔賛成者 起立〕

○議長（服部英二夫議員） 起立全員です。したがって、議案第３９号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第４０号、令和７年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。議案第４０号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立をお願いします。

〔賛成者 起立〕

○議長（服部英二夫議員） 起立全員です。したがって、議案第４０号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第４１号、令和７年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計補正予算（第

1号)についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。よって、議案第41号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立をお願いします。

〔賛成者 起立〕

○議長（服部英二夫議員） 起立全員です。したがって、議案第41号は、委員長の報告のとおり、可決することに決定しました。

次に、議案第42号、木曾岬町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。よって、議案第42号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立をお願いします。

〔賛成者 起立〕

○議長（服部英二夫議員） 起立全員です。したがって、議案第42号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第43号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。よって、議案第43号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立をお願いします。

〔賛成者 起立〕

○議長（服部英二夫議員） 起立全員です。したがって、議案第43号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第44号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。よって、議案第44号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立をお願いします。

〔賛成者 起立〕

○議長（服部英二夫議員） 起立全員です。したがって、議案第44号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第45号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する、委員長の報告は、可決です。よって、議案第45号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立をお願いします。

〔賛成者 起立〕

○議長（服部英二夫議員） 起立全員です。したがって、議案第45号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第46号、令和6年度三重県桑名郡木曾岬町国民健康保険特別会計歳入歳出

決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。よって、議案第４６号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（服部英二夫議員） 起立全員です。したがって、議案第４６号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第４７号、令和６年度三重県桑名郡木曽岬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。よって、議案第４７号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（服部英二夫議員） 起立全員です。したがって、議案第４７号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第４８号、令和６年度三重県桑名郡木曽岬町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。よって、議案第４８号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（服部英二夫議員） 起立全員です。したがって、議案第４８号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第４９号、令和６年度三重県桑名郡木曽岬町下水道事業会計決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。よって、議案第４９号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（服部英二夫議員） 起立全員です。したがって、議案第４９号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第５０号、令和６年度三重県桑名郡木曽岬町水道事業会計決算認定についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。よって、議案第５０号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立を願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（服部英二夫議員） 起立全員です。したがって、議案第５０号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第５１号、損害賠償の額を定めることについてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。よって、議案第５１号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立をお願いします。

〔賛成者 起立〕

○議長（服部英二夫議員） 起立全員です。したがって、議案第５１号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第５２号、木曽岬町体育館屋根及び外壁等改修工事契約についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。よって、議案第５２号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立をお願いします。

〔賛成者 起立〕

○議長（服部英二夫議員） 起立全員です。したがって、議案第５２号は、委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

日程第１６ 発議第４号 子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書について

日程第１７ 発議第５号 教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書について

日程第１８ 発議第６号 防災対策の充実を求める意見書について

日程第１９ 発議第７号 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書について

○議長（服部英二夫議員） 次に、日程第１６、発議第４号から日程第１９、発議第７号までの４議案を一括上程し、これを議題とします。

上程しました会議議件名を、議会事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（伊藤雅人議会事務局長） 議長。

○議長（服部英二夫議員） 伊藤議会事務局長。

〔職員朗読〕

○議長（服部英二夫議員） 会議議件名の朗読が終わりました。

ここで、提出者による趣旨説明を求めます。発議第４号から第７号について、提出者は登壇の上、お願いします。

○６番（鎌田鷹介議員） 議長、６番。

○議長（服部英二夫議員） ６番議席、鎌田鷹介議員。

○６番（鎌田鷹介議員） 発議第４号の趣旨説明を申し上げます。

別紙の意見書案の朗読をもって、趣旨説明にかえさせていただきます。

子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書（案）

趣旨といたしまして、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度を拡充すること。

その理由は、厚生労働省の「国民生活基礎調査（２０２２年）」によると、子どもの貧困率は１１．５％、およそ子ども９人に１人の割合で貧困状態にあるとされています。ま

た、大人が1人の世帯の相対的貧困率は44.5%と極めて高く、大人が2人以上いる世帯の相対的貧困率（8.6%）を大きく上回っています。このようななか、物価高が収まらず、実質賃金の低下の影響を受けて、ひとり親家庭に育つ子どもたちを取りまく環境は厳しい状況がつづいています。このようななか、「三重県子どもの貧困対策計画」と「三重県ひとり親家庭等自立促進計画」を一本化し、「三重県子どもの貧困の解消に向けた対策及びひとり親家庭等支援計画」が策定されました。この計画では、子どもの貧困を「子どもが、経済的困難やそれに起因して発生するさまざまな課題（病気や発達の遅れ、自尊感情や意欲の喪失、学力不振、問題行動や非行、社会的な孤立、学習や進学機会の喪失等）を抱えている状況」ととらえています。貧困の連鎖を断ちきるための教育に関わる公的な支援はきわめて重要であり、支援を必要とする子どもたちや家庭に対して、相談体制を今以上に充実させるとりくみを含め、就学・修学保障制度のさらなる拡充が必要と考えます。高等学校等就学支援金制度においては、標準的な修業年限を超過した場合、就学支援金の対象外となることや、履修単位数によって授業料を定めている場合に支給上限が設定されていることなど改善すべき課題があります。また、専攻科生徒への修学支援制度における国庫負担の割合の引上げについても、国の責任においてさらにすすめていくことが求められます。以上のことから、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでございます。

意見書の提出先は文部科学大臣宛でございます。

次に、発議第5号の説明を申し上げます。

教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書（案）

趣旨といたしまして、子どもたちの「豊かな学び」の保障にむけ、教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充をおこなうこと。

その理由は、全国的に「教職員不足」「欠員」の問題が深刻化しています。三重県においても2023年度以降、4月当初から欠員が生じており、状況は学期を追うごとに深刻化する傾向にあります。当然満たされるべき定数の教職員が学校現場に配置されていない現状は、子どもたちの教育に直接影響をおよぼすきわめて重大な問題であり、教育現場の多忙化をさらに深刻化させるものです。2021年から小学校35人学級が段階的にすすめられ、2025年度には小学校の全学年で35人学級が実現されました。2025年6月には、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が成立しました。その附則において、教職員定数の標準の改定、支援人材の増員等が示されました。教職員定数に関わっては、政府は公立の中学校の1学級の生徒の数の標準について、2026年度から35人に引き下げるよう必要な措置を講ずるものとしています。これまで示されていなかった中学校の学級編制の標準に言及されたことは一歩

前進と言えますが、今後、速やかな法改正を求めていく必要があります。少しずつ変わってきているところはあるものの、現場の人的配置はわたしたちの求めるものとは程遠い不十分な状態です。また、在籍する児童生徒が増加傾向にある特別支援学級、特別支援学校の学級編制基準、幼稚園・こども園や高等学校の教職員定数改善について道筋が示されていないことも大きな課題です。教職員が心身ともにゆとりをもって子どもたちとむきあい、日々の教育活動を創り出していくことは、子どもたちの「豊かな学び」の保障につながります。子どもたちが安全・安心に学べる学校にしていくためにも、教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行およびすべての校種における新たな教職員定数改善計画の策定と実施が強く望まれます。一方、教育費の公財政支出はOECD加盟諸国の平均12%に対して日本は8%で、36か国のなかでは3番目に低い水準となっており、結果として私費負担の割合が高い状態です。物価の高騰による保護者の負担増など、家計の厳しい状況がつづくなか、教育のICT化にともなう機器の整備費や通信費等、新たな保護者負担も生じています。OECDからも「教育の質を高め社会を支える人材を育てる必要がある」との指摘を受けており、教育費の公財政支出を充実させ、保護者負担の軽減を図ることは喫緊の課題です。教育予算を拡充し、教育条件整備をすすめていくことが、山積する教育課題の解決へとつながり、そして、子どもたち一人ひとりの「豊かな学び」を保障することになると考えます。以上のことから、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでございます。

意見書の提出先は文部科学大臣宛でございます。

次に、発議第6号の説明を申し上げます。

防災対策の拡充を求める意見書（案）

趣旨といたしまして、子供たちの安心・安全を確保するため、巨大地震等の災害を想定した防災対策の拡充をはかること。

その理由は、2025年3月31日、南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループの報告書が防災担当相に手渡されました。想定される死者数は最悪の場合29万8,000人、津波によるものが最も多くなると予想されています。防潮堤の建設や津波避難タワーの整備など、迅速な避難にむけたとりくみがすすんだにも関わらず、死者数が前回の予想32万人から8%ほどの減少にとどまっています。2022年12月現在、三重県においては、公立小中学校の全体の25.1%にあたる124校の小中学校が、県の公表する津波浸水想定区域内に立地し、うち108校は避難所に指定されています。時間的に余裕をもって避難できる高台が周辺になく、津波に対する安全性が確保されない学校については、高台移転や高層化などの対策が求められています。ワーキンググループの報告では、対策がさらにすすめば犠牲者は大幅に減るとの指摘もあり、早急な対応が必要です。木曽岬町においては、津波が発生した場合に町内のほとんどが浸水してしまうことから、高齢者などの配慮が必要な町民を事前に避難させられるように、いなべ総合学園と協定を結んでい

ます。そのための非常食などの物資は町費で準備するなど災害時への備えがされています。国による津波対策のための不適格改築事業については、補助要件である「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく「津波防災推進計画」の策定が全国的にもすすんでおらず、支援制度の活用がむずかしい状況です。補助要件の緩和、補助対象の拡大等支援制度のさらなる拡充を求めます。災害は、いつどこで発生するかわかりません。避難所の運営に関しては、それぞれの自治体が施設やスペース、資材、人材を十分に確保するためにも、国からの財政的支援の拡充が不可欠です。避難生活などで体調を崩して亡くなる「災害関連死」の防止をはじめ、性やプライバシーに関する課題への対応、外国人、介助・介護が必要な高齢者、障がい者、女性、乳幼児への配慮など、まだまだ改善すべき課題は山積しています。国の責任において、安心して被災者が避難できるように備えるべきです。過去の災害に学ぶとともに、「三重県災害時学校支援チーム」の支援活動をつうじてえられた経験や知見をいかし、最善の備えを整えていくという考えのもと、防災に関わる施策がさらに充実されることを強く望むところです。

以上のことから、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでございます。

意見書の提出先は文部科学大臣宛でございます。

次に、発議第7号の説明を申し上げます。

義務教育費国庫負担制度の拡充を求める意見書（案）

趣旨といたしまして、義務教育費国庫負担制度が拡充され、国の責務として必要な財源を確保すること。

その理由は、義務教育費国庫負担制度は、憲法の要請にもとづく義務教育の根幹である「無償制」「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」をはかるため、国が責任をもって必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度です。教育の全国水準と機会均等を確保する義務教育の基盤をつくるためには、教職員の確保、適正配置、資質向上および教育環境整備等諸条件の水準を保障すべきであり、そのために必要な財源を安定的に確保することが不可欠です。かつては対象であった教材費等は、1985年に対象外とされ、現在も地方財政措置による一般財源としての措置となっています。義務教育の水準が各自治体の財政力に左右されることなく安定的に確保されるためには、一般財源ではなく、国庫負担金による財源確保の対象の拡大、さらにはその増額がきわめて重要と考えるところです。教育の現場では、急速にICT化がすすめられ、一人一台端末の整備がおこなわれました。この間、その整備状況における自治体間格差を埋めるための国によるさまざまな予算措置により、一定の成果が見られる一方で、統合型校務支援システムの整備状況においては、依然として大きな格差が残されています。また、学校ネットワークの通信回線の帯域確保の状況にも地域間格差があり、改善が求められています。子どもたちの学びの格差につながらないよう、これらの環境整備についても一般財源ではなく国庫負担に

よる財源の確保がなされるべきです。学校において教員と連携協働しながら役割を果たすスタッフ職としての情報通信技術支援員、特別支援教育支援員、教員業務支援員、あるいは読書活動や図書管理を担う学校司書については、地財措置はあるものの各自治体の一般財源となる措置となっています。結果として自治体間格差が生じ、教育水準と機会の均等が図られているとは言えない状況です。未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障することは、社会の基盤づくりのために極めて重要です。義務教育については、国が責任を果たすとの理念にたち、教育に地域間格差が生じないように、必要な財源を確保する義務教育費国庫負担制度の存続はもとより、措置の対象の拡充をふくめた制度の更なる充実が求められます。以上のことから、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでございます。

意見書の提出先は財務大臣宛でございます。

以上、意見書案4件の趣旨説明とさせていただきます。

ご賛同のほどよろしくお願いいたします。

○議長（服部英二夫議員） ありがとうございます。これより、発議第4号から発議第7号の意見書4件に対する質疑に入ります。この件について、何かご質疑がございましたら、ご発言ください。

〔暫くして〕

○議長（服部英二夫議員） ご質疑もないようですので、質疑を終結します。

ここでお諮りします。発議第4号から発議第7号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

これより討論に入ります。討論は一括討論としたいと思います、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫議員） 異議なしと認め、一括討論とします。討論のある方は、ご発言ください。

〔暫くして〕

○議長（服部英二夫議員） 特に、討論がないようですので、討論者なしと認め、これにて討論を終わります。

ただいま上程中の、発議第4号、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書についてから発議第7号、義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書についてまでの4議案について、一議案ごとに採決を行います。

発議第4号、子どもの貧困対策の推進と就学・修学支援に関わる制度の拡充を求める意見書について、について原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（服部英二夫議員） 起立全員です。よって、発議第４号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、発議第５号、教職員の欠員を速やかに解消する施策の実行および教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書について、について原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（服部英二夫議員） 起立全員です。よって、発議第５号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、発議第６号、防犯対策の充実を求める意見書について、について原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（服部英二夫議員） 起立全員です。よって、発議第６号は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、発議第７号、義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書について、について原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔賛成者 起立〕

○議長（服部英二夫議員） 起立全員です。よって、発議第７号は、原案のとおり可決することに決定しました。

可決しました発議第４号から発議第７号の意見書は、事務局より直ちに送付させます。

日程第２０ 議員派遣の件

○議長（服部英二夫議員） 次に、日程第２０、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元の資料のとおり派遣することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部英二夫議員） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、資料のとおり派遣することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これにて、令和７年第３回木曾岬町議会定例会を閉会といたします

午前 ９時３６分閉会

○議長（服部英二夫議員） 議員の皆様方には、本定例会が９月１日から本日までの１６日間の日程で開催され、議案審議には、十分な調査と活発なご議論をいただき、円滑な議事進行と議会運営により、本定例会を無事終えることができ、住民の皆さんの負託にもお応えすることが出来ましたこと、厚く御礼申し上げます。

また、三輪町長をはじめ、執行部の方々には、この度、可決決定した議案を、住民福祉

の向上と町政の進展に繋げるため、適正かつ的確に執行していただくことをお願いするとともに、長期間の議会審議にご出席いただき、ありがとうございました。

この会議録は、書記が記載したものであるが、この会議録の経過内容は正確であることを証するために、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員
